平成２５年（フ）第１２９号
宮城県大崎市古川諏訪１丁目２番21号　エステートピア諏訪Ｃ202号、従前の住所宮城県大崎市古川稲葉字鴻ノ巣181番地２　パルメゾン北都Ｂ棟205号
債務者　山下　真弓（旧姓矢越・高橋）
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
群馬県桐生市相生町５丁目309番地の１　シェリーズファクトリー
債務者　浦野　和光
１　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３４８号
神奈川県平塚市馬入本町12番30号　馬入本町2011アパートＢ202、前住所神奈川県平塚市立野町42番16―503号　グレーシア湘南平塚
債務者　鎌田　正宏
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６６号
金沢市城南２丁目37番２号　レタブリール305号室
債務者　藤戸栄一郎
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
石川県羽咋郡志賀町福井ホの43番地
債務者　水上　和彦
１　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２９４号
山梨県南アルプス市上宮地324番地１
債務者　大柴　年子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
山梨県甲府市南口町４番12号　南口マンション303号室
債務者　丹沢　高行
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
山梨県北杜市高根町清里3545番地926
債務者　髙野　裕子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
山梨県笛吹市春日居町小松876―１　飯島アパート、住民票上の住所山梨県笛吹市春日居町小松900番地14
債務者　古屋　　敏
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
山梨県甲斐市篠原536番地２　戸栗住宅10号
債務者　有泉由加里
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
長野市三輪９丁目33番15―102号、申立時の住所長野市吉田２丁目36番16号　押鐘ハイツ201
債務者　酒井富美子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
長野市三輪９丁目33番15―102号、申立時の住所長野市吉田２丁目36番16号　押鐘ハイツ201
債務者　酒井　孝典
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
長野市大字鶴賀権堂町2185番地６　日精権堂ビル501
債務者　武田　公志
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
兵庫県宝塚市川面６丁目27番33―１―208号
債務者　里見　英夫
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
兵庫県川西市加茂１丁目16番12―12号　204、前住所兵庫県伊丹市荒牧６丁目20番１―302号
債務者　森脇　晴彦
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
兵庫県明石市二見町西二見886番地の21
債務者　能仁　恵子
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係